

第12回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2018年6月18日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目8番1号

※昨年と会場が異なりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えないようご注意ください。

株主総会に当日ご出席いただけない方

**議決権
行使期限**

2018年6月15日（金曜日）
午後5時15分

同封の議決権行使書のご返送又はインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



詳細は5～7頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

目次

■ 第12回定時株主総会招集ご通知	3
■ 議決権行使についてのご案内	5
■ 株主総会参考書類	9

議案 取締役11名選任の件

【第12回定時株主総会添付書類】

■ 事業報告	26
■ 連結計算書類	67
■ 計算書類	70
■ 監査報告書	73

いつでもそばにいる。どこにいても支える。
すべての人生を、守り続けたい。

■ 経営方針

かんぽ生命保険は、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指します。

1. お客さま一人ひとりの人生によりそい、分かりやすい商品と質の高いサービスを提供します。
2. お客さまにより良いサービスを提供するため、お客さまと接する社員が力を発揮する態勢を整備します。
3. 社員一人ひとりが成長でき、明るく生き生きと活躍できる環境をつくります。
4. コーポレート・ガバナンスの確立による健全な経営を行い、常に新しい価値を創造することで、持続的な成長を生み出します。
5. 健康促進、環境保護、地域と社会の発展に積極的に貢献します。
6. すべてのステークホルダーと密接なコミュニケーションを図ります。

■ 行動指針

1. 私たちは、いつでもお客さまを第一に考えて行動します。
2. 私たちは、ともに働く仲間と一体となって、心のこもったサービスを提供します。
3. 私たちは、常に自己研鑽し、新たなことに挑戦して、会社の成長と社会の発展に貢献します。
4. 私たちは、社会の一員として高い倫理観を持ち、コンプライアンスを徹底します。
5. 私たちは、人権を尊重し、多様な人材が働きやすい職場をつくります。

人生は、夢だらけ。

「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社」を目指して

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」を経営理念に掲げ、お客さまから信頼され、愛される会社であり続けられるよう取り組んでいます。

また、全国津々浦々の郵便局を通じて、一人でも多くのお客さまに「保険」という安心をお届けし、お客さま一人ひとりの人生を「保険」の力で守り続けることをかんぽ生命の使命とし、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社」となることを目指します。

そして、これからもお客さまのニーズにしっかりとお応えし、ご満足いただける保障をご提供することにより、全国の郵便局とともにこれまでに築いてきた「安心」と「信頼」をさらに強固なものとしていくことができると確信しております。

当社では、本年5月に2018年度から2020年度の3年間を対象とした中期経営計画を公表しました。

中期経営計画では、「お客さま本位の業務運営の徹底」、「持続的な成長の実現」、「事業経営における健全性の確保」を基本に据えて、各戦略を組み立て実行

に移していきます。主要な戦略としては、

- ・保障重視の販売の強化、募集品質の向上、新たな顧客層の開拓、新商品開発、営業基盤の整備
- ・ICT活用によるサービス向上・事務の効率化
- ・資産運用の多様化・リスク管理の高度化

等を進めていきます。

当社としては中期経営計画を着実に推進することにより、郵便局ネットワークとともに地域社会に貢献し、社員一丸となって、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2018年5月



取締役兼代表執行役社長

植平 光彦

招集ご通知

証券コード 7181

2018年5月30日

株主各位

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
株式会社 かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役社長 植平 光彦

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（9～25頁）をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（5～7頁）に従いまして、**2018年6月15日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月18日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目8番1号

当社は、第11回定時株主総会を神奈川県横浜市の横浜アリーナで開催いたしました。本株主総会におきましては、より多くの株主さまにご来場いただけるよう、上記会場で開催することといたしました。ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第12期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 取締役11名選任の件

以上

- 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出の上、ご出席いただくことができます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、**当社ウェブサイト**に掲載している連結注記表及び個別注記表を含みます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト** <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

かんぽ生命保険

検索

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



株主総会ご出席

開催日時 2018年6月18日（月曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所 ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目8番1号

(昨年と会場が異なります。)

株主総会にご出席いただけない場合



議決権行使書

郵送による議決権行使

行使期限 2018年6月15日（金曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、議案の賛否をご表示ください。

議 案

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

全員否認の場合 → 「否」の欄に○印

一部の候補者を
否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認
する候補者の番号を記入

なお、賛否の表示がない場合には、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2018年6月15日（金曜日）午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って、
行使期限までに賛否をご入力ください。詳細は次頁をご覧ください。

インターネットにより議決権をご行使される場合



■ インターネットによるアクセス手順

パソコン、スマートフォン又はタブレット端末から議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パ
スワード」をご利用になり、画面の案内に従ってご入力ください。

バーコード読取機能付のスマートフォン等を利用して左の「QRコード」を読み
取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

1

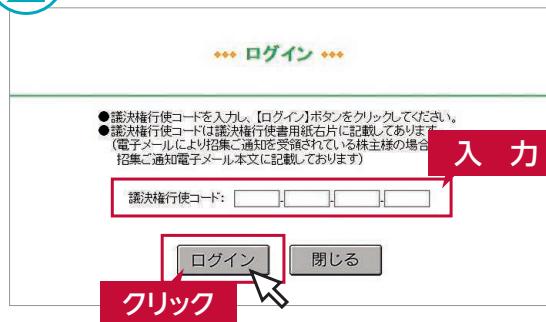
議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリックしてください。

2

ログイン



同封の議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力いただき、
「ログイン」をクリックしてください。

3

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

i ご注意

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる
議決権行使について

【株主名簿管理人】三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-652-031** (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

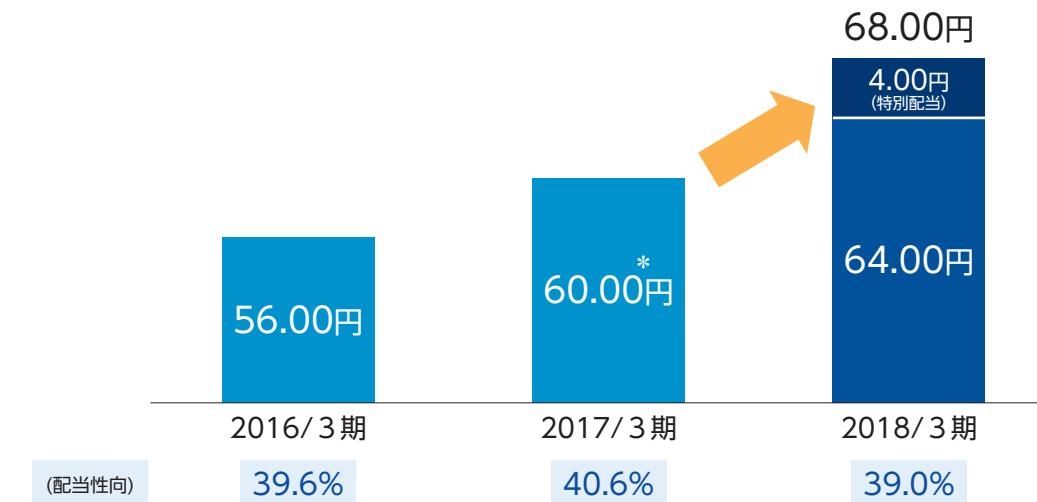
配当金について

取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金 1株当たり68円
(普通配当64円、特別配当4円)

2 効力発生日 2018年6月19日

1 株当たり配当金の推移



配当のご案内

毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、経営成績を見極めた上で、毎年3月31日を基準日として年1回の配当を行うことを予定しております。

* 1株当たり配当金には、簡易生命保険誕生100周年記念配当2円が含まれております。

議案及び参考事項

議 案 取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位及び担当		
1	再任	植平 光彦 (うえひら みつひこ)	取締役兼代表執行役社長		
2	再任	堀金 正章 (ほりがね まさあき)	取締役兼代表執行役副社長		
3	再任	定行 恭宏 (さだゆき やすひろ)	取締役 監査委員		
4	再任	長門 正貢 (ながと まさつぐ)	取締役 指名委員長 報酬委員		
5	再任	服部 真二 (はっとり しんじ)	取締役 指名委員 報酬委員	社外	独立
6	再任	鈴木 雅子 (すずき まさこ)	取締役 監査委員	社外	独立
7	再任	斎藤 保 (さいとう たもつ)	取締役 報酬委員長	社外	独立
8	再任	尾崎 道明 (おざき みちあき)	取締役 監査委員長	社外	独立
9	再任	山田メユミ (やまだ めゆみ) (戸籍上の氏名：原 芽由美)	取締役 監査委員	社外	独立
10	再任	小室 淑恵 (こむろ よしえ) (戸籍上の氏名：石川 淑恵)	取締役	社外	
11	新任	原田 一之 (はらだ かずゆき)	—	社外	独立

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員候補者



候補者
番号 **1** ^{う え ひ ら み つ ひ こ} **植平 光彦** (1956年2月19日生)

取締役候補者とした理由

損害保険会社及び当社の営業企画部門等において要職を歴任するとともに、当社代表執行役社長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当社株式数
1,800株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
90% (9回/10回)

地位及び担当
取締役兼代表執行役社長

略歴

- 1979年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
- 2012年 6月 東京海上ホールディングス株式会社執行役員国内事業企画部長
- 2013年 6月 当社常務執行役
- 2013年 7月 当社常務執行役営業企画部長
- 2014年 4月 当社常務執行役
- 2015年 6月 当社専務執行役
- 2017年 6月 当社取締役兼代表執行役社長 (現任)
- 2017年 6月 日本郵政株式会社取締役 (現任)

■ **重要な兼職の状況**：日本郵政株式会社取締役



候補者
番号 **2** ほりがね まさあき **堀金 正章** (1956年8月10日生)

取締役候補者とした理由

当社の財務部門等において要職を歴任するとともに、当社代表執行役副社長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当社株式数
1,300株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (10回/10回)

地位及び担当
取締役兼代表執行役副
社長

略歴

1979年4月 郵政省入省
2007年10月 当社執行役財務部長
2008年10月 当社執行役主計部長
2010年10月 当社常務執行役主計部長
2011年7月 当社常務執行役
2014年7月 当社専務執行役
2017年6月 当社取締役兼代表執行役副社長（現任）

重要な兼職の状況：－



候補者
番号 **3** さだゆき やすひろ **定行 恭宏** (1955年4月7日生)

取締役候補者とした理由

損害保険会社及び当社のリスク管理部門等で培った豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

- 1978年4月 安田火災海上保険株式会社入社
- 2009年4月 株式会社損害保険ジャパン理事リスク管理部長
- 2010年4月 NKSJホールディングス株式会社リスク管理部長
- 2012年4月 NKSJシステムズ株式会社常勤監査役
- 2013年7月 当社監査委員会事務局統括役
- 2014年7月 当社常務執行役
- 2017年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況：－

再任

所有する当社株式数
4,800株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (10回/10回)
監査委員会への出席状況
100% (12回/12回)

地位及び担当
取締役、監査委員



再任

候補者
番号 **4** ながと まさつぐ **長門 正貢** (1948年11月18日生)

取締役候補者とした理由

長年にわたり金融機関の経営に携わっており、また、グループ会社である株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長として実績を残すとともに、当社の親会社である日本郵政株式会社の取締役兼代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っていることから、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

所有する当社株式数

300株

取締役在任年月数

2年

当事業年度における

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

指名委員会への出席状況

100% (2回/2回)

報酬委員会への出席状況

100% (4回/4回)

地位及び担当

取締役、指名委員長、
報酬委員

略歴

- 1972年 4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2000年 6月 同社執行役員
- 2001年 6月 同社常務執行役員
- 2002年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
- 2003年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
- 2006年 6月 富士重工業株式会社専務執行役員
- 2007年 6月 同社取締役兼専務執行役員
- 2010年 6月 同社代表取締役副社長
- 2011年 6月 シティバンク銀行株式会社取締役副会長
- 2012年 1月 同社取締役会長
- 2015年 5月 株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長
- 2015年 6月 日本郵政株式会社取締役
- 2016年 4月 同社取締役兼代表執行役社長 (現任)
- 2016年 4月 日本郵便株式会社取締役 (現任)
- 2016年 4月 株式会社ゆうちょ銀行取締役 (現任)
- 2016年 6月 当社取締役 (現任)

■ **重要な兼職の状況**：日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
日本郵便株式会社取締役
株式会社ゆうちょ銀行取締役



候補者
番号 **5** はつとり しんじ **服部 真二** (1953年1月1日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当社株式数
700株

取締役在任年月数
4年

当事業年度における
取締役会への出席状況
92% (12回/13回)
指名委員会への出席状況
100% (2回/2回)
報酬委員会への出席状況
100% (4回/4回)

地位及び担当
取締役、指名委員、
報酬委員

略歴

- 1975年 4月 三菱商事株式会社入社
- 1984年 7月 株式会社精工舎入社
- 2001年 6月 セイコープレジジョン株式会社代表取締役社長
- 2003年 6月 セイコーウォッチ株式会社代表取締役社長
- 2007年 6月 セイコー株式会社取締役
- 2007年 7月 セイコーホールディングス株式会社取締役
- 2009年 6月 同社代表取締役副社長
- 2010年 4月 同社代表取締役社長
- 2012年 10月 同社代表取締役会長兼グループCEO (現任)
- 2014年 6月 当社取締役 (現任)
- 2015年 6月 セイコーウォッチ株式会社代表取締役社長兼CEO
- 2017年 4月 同社代表取締役会長兼CEO (現任)

■ 重要な兼職の状況：セイコーホールディングス株式会社代表取締役会長兼グループCEO
セイコーウォッチ株式会社代表取締役会長兼CEO



再任 社外 独立

所有する当社株式数
700株

取締役在任年月数
2年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (13回/13回)
監査委員会への出席状況
100% (12回/12回)

地位及び担当
取締役、監査委員

候補者
番号 6 ^{すずき}鈴木 ^{まさこ}雅子 (1954年2月4日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

略歴

- 1983年 7月 株式会社テンポラリーセンター入社
- 1999年 4月 株式会社パソナ執行役員
- 2004年 9月 同社取締役専務執行役員
- 2007年 12月 株式会社パソナグループ取締役専務執行役員
- 2010年 6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長（現任）
- 2010年 8月 株式会社パソナグループ取締役
- 2012年 3月 株式会社ベネフィットワンソリューションズ取締役（現任）
- 2012年 5月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役
- 2016年 1月 同社代表取締役社長（現任）
- 2016年 6月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況：株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長
株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア代表
取締役社長



候補者番号 **7** ^{さいとう} 齋藤 ^{たもつ} 保 (1952年7月13日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当社株式数
100株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (10回/10回)
報酬委員会への出席状況
100% (3回/3回)

地位及び担当
取締役、報酬委員長

略歴

- 1975年4月 石川島播磨重工業株式会社入社
- 2006年6月 同社執行役員航空宇宙事業本部副本部長
- 2007年7月 株式会社IHI執行役員航空宇宙事業本部副本部長
- 2008年1月 同社執行役員航空宇宙事業本部長
- 2008年4月 同社取締役執行役員航空宇宙事業本部長
- 2009年4月 同社取締役常務執行役員航空宇宙事業本部長
- 2010年4月 同社取締役
- 2011年4月 同社代表取締役副社長
- 2012年4月 同社代表取締役社長最高経営執行責任者
- 2016年4月 同社代表取締役会長最高経営責任者ものづくりシステム戦略本部長
- 2017年4月 同社代表取締役会長 (現任)
- 2017年6月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況：株式会社IHI代表取締役会長



再任 社外 独立

所有する当社株式数
一株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (10回/10回)
監査委員会への出席状況
100% (12回/12回)

地位及び担当
取締役、監査委員長

候補者
番号 **8** お び き み ち あ き **尾崎 道明** (1952年12月5日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり検事又は弁護士の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

略歴

1978年4月 東京地方検察庁検事任官
2004年1月 最高検察庁検事
2005年1月 外務大臣官房監察査察官
2006年4月 甲府地方検察庁検事正
2007年6月 最高検察庁検事（裁判員制度等実施準備検討会）
2008年6月 法務省矯正局長
2010年12月 公安調査庁長官
2014年1月 高松高等検察庁検事長
2014年7月 大阪高等検察庁検事長
2016年2月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2016年5月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所特別顧問（現任）
2016年6月 東日本高速道路株式会社社外監査役（現任）
2017年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況：弁護士

弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所特別顧問
東日本高速道路株式会社社外監査役



候補者番号 **9** やまだ め ゆ み **山田 ヲユミ** (1972年8月30日生)
(戸籍上の氏名：原 芽由美)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

略歴

- 1995年 4月 香栄興業株式会社入社
- 1997年 5月 株式会社キスミーコスメティクス入社
- 1999年 7月 有限会社アイ・スタイル代表取締役
- 2000年 4月 株式会社アイスタイル代表取締役
- 2009年 12月 同社取締役 (現任)
- 2012年 5月 株式会社サイバースター代表取締役社長
- 2015年 9月 株式会社メディア・グローブ取締役 (現任)
- 2016年 3月 株式会社 I S パートナース代表取締役社長 (現任)
- 2016年 9月 株式会社 Eat Smart 取締役 (現任)
- 2017年 6月 当社取締役 (現任)
- 2017年 6月 セイノーホールディングス株式会社社外取締役 (現任)

- **重要な兼職の状況：** 株式会社アイスタイル取締役
 株式会社 I S パートナース代表取締役社長
 セイノーホールディングス株式会社社外取締役

再任 社外 独立

所有する当社株式数
200株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
 取締役会への出席状況
 100% (10回/10回)
 監査委員会への出席状況
 100% (12回/12回)

地位及び担当
取締役、監査委員



候補者
番号 **10** こむろ よしえ **小室 淑恵** (1975年4月16日生)
(戸籍上の氏名：石川 淑恵)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わるとともに、政府関係会議の有識者委員等を歴任し、働き方改革など企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有しており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

再任 社外

所有する当社株式数
一株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
90% (9回/10回)

地位及び担当
取締役

略歴

- 1999年 4月 株式会社資生堂入社
- 2006年 7月 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長 (現任)
- 2008年 4月 内閣府仕事と生活の調和連携推進評価部会委員
- 2011年 8月 厚生労働省社会保障審議会年金部会委員 (現任)
- 2012年 8月 経済産業省産業構造審議会委員
- 2013年 4月 内閣府子ども子育て会議委員
- 2014年 9月 安倍内閣産業競争力会議民間議員
- 2015年 2月 文部科学省中央教育審議会委員
- 2016年 3月 霞が関の働き方改革を加速するための懇談会座長
- 2017年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況：株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長



候補者
番号 **11** はらだ かずゆき **原田 一之** (1954年1月22日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

略歴

- 1976年 4月 京浜急行電鉄株式会社入社
- 2007年 6月 同社取締役
- 2010年 6月 同社常務取締役
- 2011年 6月 同社専務取締役
- 2013年 6月 同社代表取締役社長（現任）
- 2015年 6月 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（現任）

■ **重要な兼職の状況**：京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長
日本空港ビルデング株式会社社外取締役

新任 社外 独立

所有する当社株式数
一株

取締役在任年月数
一年

当事業年度における
取締役会への出席状況
-%（-回/-回）

地位及び担当
-

- (注) 1 長門正貢氏が取締役兼代表執行役社長を務める日本郵政株式会社は、当社の株式の89%を保有する親会社です。当社は同社とグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当社は同社に対しブランド価値使用料を支払っているほか、当社と同社の間には不動産賃貸借等の取引関係があります。また、小室淑恵氏は、株式会社ワーク・ライフバランスの代表取締役社長であり、同社は当社との間にコンサルティング契約等の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 植平光彦氏、堀金正章氏、定行恭宏氏、斎藤保氏、尾崎道明氏、山田メユミ氏及び小室淑恵氏については、2017年6月の当社取締役就任以降、2017年度に開催された取締役会及び各委員会への出席状況を記載しております。
- 3 取締役候補者のうち、服部真二氏、鈴木雅子氏、斎藤保氏、尾崎道明氏、山田メユミ氏、小室淑恵氏及び原田一之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
- 4 当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、服部真二氏は4年、鈴木雅子氏は2年、斎藤保氏、尾崎道明氏、山田メユミ氏及び小室淑恵氏は1年となります。
- 5 当社は、定行恭宏氏、長門正貢氏、服部真二氏、鈴木雅子氏、斎藤保氏、尾崎道明氏、山田メユミ氏及び小室淑恵氏との間に会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、原田一之氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。
- 6 当社は、服部真二氏、鈴木雅子氏、斎藤保氏、尾崎道明氏及び山田メユミ氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、原田一之氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。

以上

取締役候補者指名基準

(目的)

第1条 本基準は、指名委員会で取締役候補者を指名する際の基準を定める。

(取締役候補者の規模・構成)

第2条 指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。

2 取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その3分の1以上は、独立性を有する社外取締役候補者により構成する。

(欠格事由)

第3条 指名委員会は、以下の条件に該当する者を取締役候補者として指名してはならない。

- (1) 会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3) 反社会的勢力との関係が認められる者

【ご参考】

(社内取締役候補者指名基準)

第4条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社内取締役候補として指名する。

- (1) 当会社の業務に関し専門知識を有すること
- (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- (4) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (5) 取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

(社外取締役候補者指名基準)

第5条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社外取締役候補者として指名する。

- (1) 企業経営、リスク管理、法令遵守、財務会計、内部統制、マクロ政策等の分野に関する高い知見を有し、当会社の特に重要な経営上の意思決定及び執行役の職務執行の監督を適切に遂行するに十分な経験、判断力を有すること
- (2) 社外取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (3) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

(改廃)

第6条 本基準の改廃は指名委員会の決議による。

株式会社かんぽ生命保険独立役員指定基準

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2. 過去に当社の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4. 当社の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者）
6. 当社の主要株主（法人である場合には、当該法人の業務執行者等）
7. 次に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から6までに掲げる者
 - (2) 日本郵政グループ（当社を除く）の業務執行者
 - (3) 当社の親会社の業務執行者でない取締役
8. 当社の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9. 当社から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者）

【ご参考】

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当社、当社の親会社、当社の子会社及び当社の兄弟会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社を主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社の主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当社から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社は、日本郵政株式会社を親会社とする日本郵政グループに属しております。同時に、当社グループは、当社及び子会社1社を中心に構成されており、生命保険事業を主要な事業としております。

【金融経済環境並びに企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果】

2017年度の日本経済は、個人消費が持ち直す中で、輸出、生産が増加したこと等から、緩やかな回復が続きました。世界的に製造業生産の増加が継続したこと等により、米国、欧州、中国でも経済は堅調な回復が続きました。

生命保険業界におきましては、少子高齢化や単身世帯化の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまニーズの多様化や選別志向の高まりなどが見られる中、それらに対応する販売チャネルの強化や商品の開発等を行うことで、お客さまの自助努力を支援するという当業界の役割は、ますます大きくなってきていると考えています。

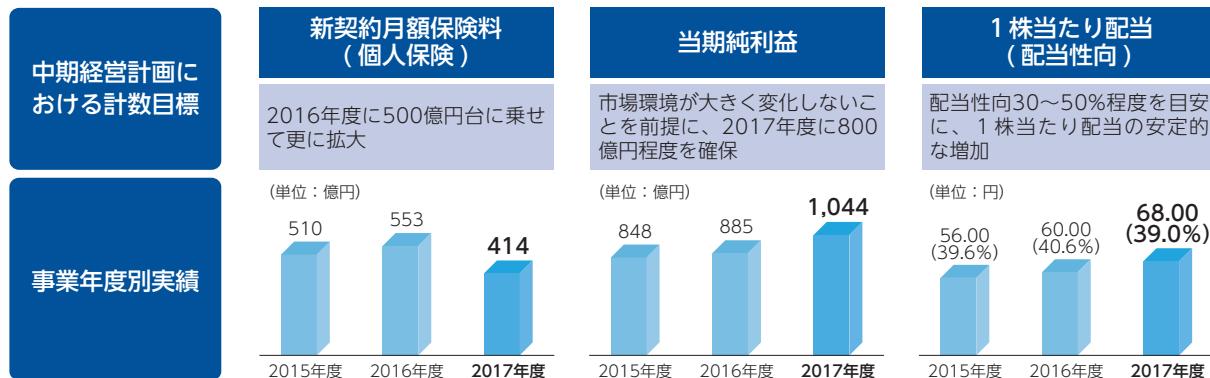
簡易生命保険の「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する」という社会的使命を受け継いだ当社は、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」を経営理念に掲げ、全国津々浦々の郵便局を通じて、養老保険・終身保険を中心とした簡易で小口な商品とかんぽつながる安心活動等を通じたあたたかいお客さまサービスのご提供に取り組んでおります。

この経営理念のもと、「安心」と「信頼」のかんぽブランドを活かしつつ、当社として、「お客さま本位の業務運営の徹底」、「持続的な成長の実現」、「事業経営における健全性の確保」を経営の基本的な考え方に据えて、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指してまいります。

当社は、2015年度から2017年度における3年間の中期経営計画を策定し、計画目標の達成に向けて取り組んでまいりました。

中期経営計画期間の3年間で、当社が成長するために必要となる経営基盤を確立するとともに、当社の強みをさらに強固にする商品・サービスをご提供することで、本格的な成長軌道への転換に道筋をつけることとしており、「お客さまニーズに対応した商品開発」、「販売チャネルの営業力強化」、「ご高齢のお客さまへのサービスの充実」、「引受けから支払いまで簡易・迅速・正確に行う態勢整備」、「運用収益力の向上」、「内部管理態勢の強化」、「人材育成の強化」の各戦略に取り組ましました。この結果、中期経営計画で掲げた3つの経営目標のうち、当期純利益・配当性向については中期経営計画期間を通じて達成いたしました。新契約月額保険料については、2015年度に510億円、2016年度に553億円まで拡大し、500億円台の目標を1年前倒しで達成することができました。2017年度においては、保険料改定に伴い保障性を重視した販売活動への本格的な転換により、新契約月額保険料については414億円となりましたが、商品収益性は大きく改善しました。

【ご参考】 中期経営計画の達成状況



当連結会計年度における具体的な取り組みは、以下のとおりです。

■ お客さまニーズに対応した商品開発

「お客さまニーズに対応した商品開発」につきましては、2017年10月に医療技術の進歩、低金利環境の継続、長寿化の進展といった環境の変化やお客さまニーズにお応えするため、入院時

の初期費用や外来手術も保障対象とした医療特約、保険料払込期間中の解約等の解約返戻金を低く設定することにより保障内容はそのまま保険料の負担を抑えた終身保険及び長生きするほど年金受取総額が大きくなる年金保険の販売を開始しております。

ご参考 2017年10月発売の商品ロゴ等



新ながいきくん
(低解約返戻金プラン)



■ 販売チャネルの営業力強化

「販売チャネルの営業力強化」につきましては、当社の新契約販売の約9割を占める郵便局チャネルでは、かんぽつながる安心活動やライフプラン相談会、キャンペーン等の各種施策を通じて、より多くのお客さまとお会いする機会を増やす販売活動に取り組みました。

また、2017年10月の新商品の販売を推進するとともに、お客さまのライフプランやニーズに合わせたご提案を行うため、研修等を通じた販売スキルの向上に取り組みました。その結果、普通終身保険・特別養老保険といった保障性の高い商品の販売は前年度を上回る実績を残すなど、保障性商品へのシフトを着実に進めることができました。直営店チャネルでは、法人企業等の接点拡大の取り組みや社員の営業力強化のための研修の充実等に加え、2017年4月に設置した法人営業開発部による大企業を対象とした法人営業開拓など、法人・職域・インナー（日本郵政グループ内）の各マーケットでの販売活動に取り組みました。



ご参考 「かんぽつながる安心活動」のロゴマーク

ご参考 各種キャンペーンのご案内



■ ご高齢のお客さまへのサービスの充実

「ご高齢のお客さまへのサービスの充実」につきましては、お客さまとのすべての接点をご高齢のお客さまの目線で業務改革し、安心感、信頼感のあるご高齢のお客さまに優しいサービスをご提供する「かんぽプラチナライフサービス」を推進しました。加えて、2017年4月に公表した「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」に基づき、保険金等の請求手続きを簡素化するなど、お客さまの目線で見直し、分かりやすさと品質の向上に取り組みました。



〔参考〕ご高齢のお客さまの生活や暮らしに役立つ情報誌の発行(2018年春夏号)

■ 引受けから支払いまで簡易・迅速・正確に行う態勢整備

「引受けから支払いまで簡易・迅速・正確に行う態勢整備」につきましては、IBM Watsonの導入により保険金支払審査業務の品質向上、お支払いの早期化に取り組んだことに加え、2017年4月にはコールセンター業務にも導入し、お客さまサービスの向上と当社の成長に繋がる事務・システム基盤の構築に取り組みました。今後も、先進的な技術の積極的な導入・活用により、お客さまに一層ご満足いただけるよう事務品質・支払品質の向上に取り組んでまいります。

■ 運用収益力の向上

「運用収益力の向上」につきましては、継続的な低金利環境を受け、安定的な利ざやを確保するために、ALMを基本としつつ、リスクバッファーの範囲で外国債券・株式等を中心とした収益追求資産への投資を拡大いたしました。この結果、2017年度末の総資産に占める収益追求資産の残高は12.3%になりました。ヘッジファンド等のオルタナティブ投資*1も本格的に開始し、資産運用の多様化を着実に推進しております。併せて、運用収益力の向上や資産運用の多様化を推進するため、引き続き、外部人材の継続的な採用等を含めた運用態勢の強化に取り組んでおります。

そのほか、当社は株式会社ゆうちょ銀行と協力し、2018年2月にプライベート・エクイティファンド*2の運用を行うJPインベストメント株式会社を設立いたしました。今後も、収益拡大を目指した資産運用の多様化に取り組んでまいります。

*1 オルタナティブ投資とは、債券や上場株式などの相対的に歴史の長い金融商品（伝統的資産）以外の新しい投資対象や投資手法の総称です。

- ※2 プライベート・エクイティファンドとは、未上場企業の株式（プライベート・エクイティ）を取得し、事業支援等を行うことにより投資先の企業価値を高め、売却益を得ることを目的とした投資資金（ファンド）のことです。

■ 内部管理態勢の強化

「内部管理態勢の強化」につきましては、コンプライアンスを推進するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各種施策や研修等を通じて社員のコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

募集品質向上の総合的な対策に係る取り組みとして、満70歳以上のお客さまを契約者とするお申し込みについて、ご家族などにご同席いただくなどした上で、「ご契約内容確認書」等を使用して、商品内容等に関し丁寧にご説明しております。特に、満80歳以上のお客さまは、ご家族に保険契約のお申し込みにご同意いただくことを必要としております。

リスク管理では、統合的リスク管理 (ERM)^{※1}態勢の高度化を進めており、財務の健全性の維持と資本効率の向上を図りつつ、安定的な利益の確保、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

- ※1 統合的リスク管理 (ERM) とは、会社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、会社全体の自己資本などと比較・対照することによって、事業全体として行うリスク管理のことです。



☞参考 ☞ご家族のご同席をご案内するチラシ

■ 人材育成の強化

「人材育成の強化」につきましては、すべての社員がモチベーション高く仕事に取り組み、社員が会社とともに成長し、自己実現できる職場環境の実現に向けた各種施策に取り組みました。

働き方改革では、全社的な展開を行うため、リーダーを指定して組織ごとに働き方を見直す取り組みを行い、平均残業時間は2014年度から6.7時間減の9時間（2017年4月～2018年3月）となりました。

ダイバーシティの推進において、女性活躍推進では、女性管理者比率14%以上（2021年4月時点）の目標達成に向けて、女性社員のキャリア形成を支援する研修等の育成施策に取り組み、2018年4月時点の女性管理者比率は2015年4月時点から4ポイント増え10.5%となっております。障がい者雇用推進では、障がい者雇用促進リーダーを中心として、雇用事業所の拡大や定着支援に取り組み、2017年度末における障がい者雇用率は2.3%（法定雇用率2.0%）となっております。そのほか、LGBT^{※1}に関する当社の取り組みが評価され、「work with Pride 2017」において、「PRIDE指標」ゴールドを受賞いたしました。

※1 LGBTとは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシャル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を合わせた言葉です。



☐参考) ダイバーシティの推進 女性社員キャリア形成支援の研修（次世代リーダー研修）の様子



☐参考) 「PRIDE指標」ゴールド受賞

当社は生命保険会社、上場会社及び機関投資家として、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たすため、ESG^{※1}の視点を踏まえつつ健康促進、環境保護、地域と社会の発展に貢献することを目的に、各種施策に取り組んでおります。

ラジオ体操を通じた皆さまの健康づくりの支援として、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を2017年7月から8月にかけて全国43会場で、「特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を同年5月から10月にかけて全国9会場で実施いたしました。また、「ご契約のしおり・約款」のWeb閲覧をご利用いただいたお客さまの数に応じて、森林の育成に取り組む環境保護団体への寄付（2017年6月：3,200万円、2015年7月からの累計：5,210万円）を実施いたしました。



【参考】「第56回1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」の様相（2017年7月30日・新潟県長岡市）



【参考】「第4回コンクール金賞」（埼玉県 三郷市立彦成小学校2代目ラジオ体操広め大使）

ESG投資を通じた貢献として、新たに国際協力機構（JICA）ソーシャルボンドへの投資を行うなど、持続可能な社会の形成に貢献するための投資を進めております。加えて、当社のESG投資に対する姿勢を表明するため、2017年10月に国連責任投資原則（PRI）^{※2}に署名いたしました。

日本版スチュワードシップ・コード^{※3}への対応として、株主議決権行使における利益相反に対するガバナンス強化等の観点から社外有識者を含めた責任投資諮問委員会を設置いたしました。そのほか、投資先企業との建設的な対話、株主議決権行使結果の個別開示などを行っております。今後も、当社は責任ある機関投資家として、スチュワードシップ責任を適切に果たしてまいります。

- ※1 ESGとは、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の頭文字を合わせた言葉です。
- ※2 国連責任投資原則とは、機関投資家の投資の意思決定プロセス等においてESG課題に関する視点を反映させるための考え方として、国際連合が公表した6つの行動原則です。
- ※3 スチュワードシップ・コードとは、機関投資家が、投資先企業との「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者への中長期的な投資リターンの拡大を図るための責任を定めた諸原則です。

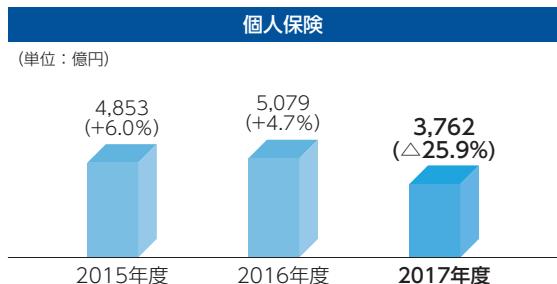
当事業年度における契約高の状況は、個人保険の新契約年換算保険料^{*1}は、2017年4月の保険料改定の影響により3,762億円（前年度比25.9%減）となりました。入院保障や手術保障等の第三分野^{*2}の新契約年換算保険料は、保障ニーズを重視した営業活動や2017年10月に発売した医療特約の効果により592億円（前年度比6.2%増）となりました。

個人保険の保有契約年換算保険料^{*3}は4兆8,595億円（前年度末比2.4%減）、第三分野の保有契約年換算保険料^{*3}は7,509億円（前年度末比2.0%増）となりました。

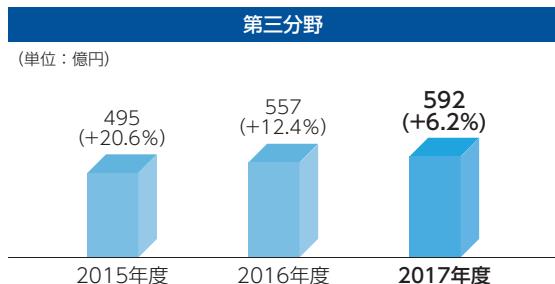
- ※1 年換算保険料とは、保険料の支払方法（月払い、年払いなど）の違いを調整し、1年（12カ月）あたりに換算した金額です。新契約や保有契約に関する年換算保険料は、保険料等収入とともに生命保険会社の売上規模を表す指標です。
- ※2 第三分野とは、生命保険（第一分野）や損害保険（第二分野）にあてはまらない医療、がん及び介護等に関する保険の総称です。
- ※3 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から受再している簡易生命保険契約を含みます。

ご参考 年換算保険料の状況

■ 新契約年換算保険料



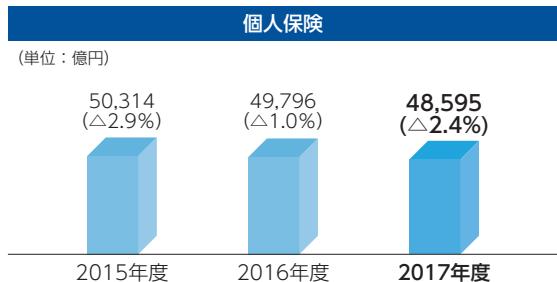
※カッコ内の数値は前年度比



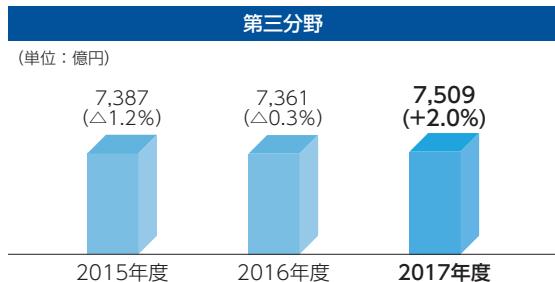
※カッコ内の数値は前年度比

※「第三分野」は、医療保障給付（入院給付、手術給付等）に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

■ 保有契約年換算保険料



※カッコ内の数値は前年度比



※カッコ内の数値は前年度比

※「第三分野」は、医療保障給付（入院給付、手術給付等）に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

当連結会計年度における連結損益の状況は、以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険料等収入 4 兆 2,364 億円（前年度比 16.0% 減）、資産運用収益 1 兆 2,845 億円（同 6.1% 減）、その他経常収益 2 兆 4,319 億円（同 8.1% 増）を合計した結果、7 兆 9,529 億円（同 8.2% 減）となりました。

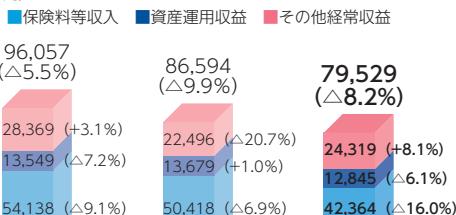
経常費用は、保険金等支払金 6 兆 8,900 億円（同 8.7% 減）、資産運用費用 1,060 億円（同 33.9% 減）、事業費 5,334 億円（同 4.8% 減）、その他経常費用 1,141 億円（同 5.2% 増）等を合計した結果、7 兆 6,437 億円（同 8.8% 減）となりました。

この結果、経常利益は 3,092 億円（同 10.5% 増）となり、経常利益に特別損益を加減し、契約者配当準備金繰入額及び法人税等合計を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は 1,044 億円（同 17.9% 増）となりました。

ご参考 連結損益の状況

経常収益

(単位：億円)

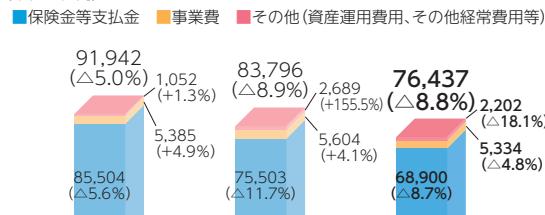


2015年度 2016年度 2017年度

※カッコ内の数値は前年度比

経常費用

(単位：億円)

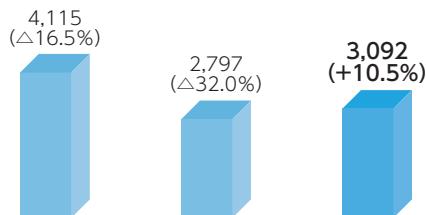


2015年度 2016年度 2017年度

※カッコ内の数値は前年度比

経常利益

(単位：億円)

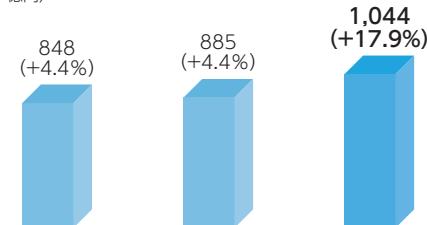


2015年度 2016年度 2017年度

※カッコ内の数値は前年度比

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



2015年度 2016年度 2017年度

※カッコ内の数値は前年度比

【対処すべき課題】

日本郵政グループでは、お客さまが安全・安心で、快適で、豊かな生活・人生を実現することをサポートする「トータル生活サポート企業グループ」を目指す、との経営の方向性を示すものとして、2018年度から2020年度までの新たな中期経営計画「日本郵政グループ中期経営計画2020」を、2018年5月に公表いたしました。

この新たな中期経営計画において、当社は、「お客さま本位の業務運営の徹底」、「持続的な成長の実現」、「事業経営における健全性の確保」を経営の基本的な考え方に据えて、具体的にはお客さま本位の募集活動を徹底しつつ、超低金利環境における販売・資産運用両面での収益向上と保有契約年換算保険料の反転・成長を目指します。このため、以下の戦略に取り組むこととしております。

■ 保障重視の販売の強化、募集品質の向上、新たな顧客層の開拓、新商品開発、営業基盤の整備

お客さま本位の募集活動の徹底により、お客さまのご意向に適切にお応えし、真にお客さまにご満足いただける商品・サービスを提供してまいります。

保険募集人に対する研修等を通じて、お客さまの保障ニーズに対応した販売スキルの向上に取り組めます。併せて、未加入者・青壮年層の開拓等を通じて、新契約を確保してまいります。

同時に、募集資料の分かりやすさの徹底、契約維持の評価の導入等による募集品質向上の総合的な対策に取り組めます。

加えて、第三分野など新商品開発による保障性商品の多様化、新営業用携帯端末の導入などの営業基盤の整備を通じて、引き続きお客さまニーズに沿った商品・サービスの提供に努めてまいります。

これらの取り組みにより、保有契約年換算保険料の反転・成長を目指してまいります。

■ ICT活用によるサービス向上・事務の効率化

ICT^{*1}の活用により、お客さまにご満足いただける、質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

保険募集人が携行している営業用携帯端末による自動告知システムの導入や、Web等を通じた各種請求の受付など、更なるお客さまサービスの向上を目指してまいります。

加えて、サービスセンターにおける紙ベースの帳票の電子化、RPA^{*2}の段階的導入等による入力作業の省力化等を進めることにより、事務量の削減に取り組んでまいります。

※1 ICTとは、Information and Communication Technologyの略語で、情報・通信に関する技術の総称です。

※2 RPAとは、Robotic Process Automationの略語で、ロボットによる業務の自動化のことです。

■ 資産運用の多様化・リスク管理の高度化

資産運用については、保険金等の確実なお支払いを担保するためALM^{※1}を基本としつつ、リスクバッファの範囲で収益追求資産のウェイトを向上させるとともに、外債運用・オルタナティブ運用の多様化や株式自家運用の拡大等を通じ、資産運用の多様化を推進してまいります。

加えて、リスク管理の高度化に取り組み、ERMのフレームワークの下で財務の健全性を確保しつつ、リスク対比リターンの向上を目指してまいります。

※1 ALMとは、Asset Liability Managementの略語で、資産負債の総合管理のことです。

このほか、経営基盤の強化として、働き方改革、ダイバーシティ・健康経営の取り組みの推進により、多様な人材が安心して働きやすい環境を整え、社員一人ひとりの成長を促していくことで、企業価値の向上につなげてまいります。

新たな中期経営計画においては、上記の取り組みを着実に実行し、持続的な利益成長と強固な事業基盤の確保を目指してまいります。

【当社の主要業績】

《契約高の状況》

個人保険は、年換算保険料ベースの新契約高が3,762億円（前年度比25.9%減）、保有契約高が3兆3,673億円（前年度末比5.0%増）となりました。また、保障額ベースの新契約高が5兆4,641億円（前年度比30.4%減）、保有契約高が52兆3,597億円（前年度末比4.5%増）となりました。

個人年金保険は、年換算保険料ベースの新契約高が2億円（前年度比98.6%減）、保有契約高が4,911億円（前年度末比13.7%減）となりました。また、年金原資及び責任準備金ベースの新契約高が30億円（前年度比92.5%減）、保有契約高が2兆7,425億円（前年度末比12.4%減）となりました。

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
個人保険（年換算保険料）				
新契約高	4,578	4,853	5,079	3,762
保有契約高（年度末）	25,268	28,635	32,079	33,673
個人年金保険（年換算保険料）				
新契約高	1,625	1,051	194	2
保有契約高（年度末）	6,738	6,560	5,693	4,911
個人保険（保障額）				
新契約高	70,025	71,684	78,474	54,641
減少契約高	15,792	19,212	21,557	32,024
保有契約高（年度末）	391,590	444,062	500,979	523,597
個人年金保険（年金原資及び責任準備金）				
新契約高	4,935	2,197	397	30
減少契約高	3,215	3,591	3,851	3,916
保有契約高（年度末）	36,159	34,764	31,311	27,425

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険契約は含んでおりません。なお、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険の状況につきましては、以下に参考として記載しております。
3 個人年金保険における「年金原資」とは、年金支払開始前契約における将来支払う年金の総額を年金支払開始時点の価額に換算したものです。
4 個人年金保険における「責任準備金」とは、年金支払開始後契約における将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金です。
5 当社は、団体保険及び団体年金保険を取り扱っておりません。

〈参考〉独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から受再している簡易生命保険の状況

(単位：億円)

	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末 (当期)
保険（保険金額）	543,224	461,145	386,054	330,772
年金保険（年金額）	10,779	9,321	7,991	6,828

(注) 記載金額は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構での公表基準で計上しており、単位未満を四捨五入して表示しております。

《責任準備金の状況》

(単位：億円)

	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末 (当期)
責任準備金	751,126	723,625	701,752	677,772
うち危険準備金	24,987	23,748	22,540	21,143

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 当期末における責任準備金のうち、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は38兆3,511億円、受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金は1兆6,650億円です。

《基礎利益等の指標》

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
基礎利益	5,154	4,642	3,900	3,861
実質純資産額（年度末）	115,122	146,430	127,574	128,998
ソルベンシー・マージン比率（年度末）	1,641.4%	1,568.1%	1,289.1%	1,130.5%
連結実質純資産額（年度末）	115,211	146,495	127,631	129,048
連結ソルベンシー・マージン比率（年度末）	1,644.2%	1,570.3%	1,290.6%	1,131.8%

(注) 1 基礎利益、実質純資産額及び連結実質純資産額の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 ソルベンシー・マージン比率及び連結ソルベンシー・マージン比率は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

3 実質純資産額、連結実質純資産額、ソルベンシー・マージン比率及び連結ソルベンシー・マージン比率は、2015年度末以降は2016年3月31日から適用された基準に基づく数値、2014年度末は2014年度末以前に適用されていた基準に基づく数値を表示しております。

(2) 企業集団及び保険会社の財産及び損益の状況の推移

イ. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
経常収益	10,169,241	9,605,743	8,659,444	7,952,951
経常利益	492,625	411,504	279,755	309,233
親会社株主に帰属する当期純利益	81,323	84,897	88,596	104,487
包括利益	457,932	△68,218	4,342	185,868
純資産額	1,975,727	1,882,982	1,853,203	2,003,126
総資産	84,915,012	81,545,182	80,336,760	76,831,261

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 保険会社の財産及び損益の状況の推移

区分		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
年度 末 契 約 高	個人保険	391,590	444,062	500,979	523,597
	個人年金保険	36,159	34,764	31,311	27,425
	団体保険	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—
	その他の保険	2	1	1	1
		百万円	百万円	百万円	百万円
保険料等収入		5,956,716	5,413,862	5,041,868	4,236,461
資産運用収益		1,460,745	1,354,966	1,367,937	1,284,529
保険金等支払金		9,059,549	8,550,474	7,550,323	6,890,020
経常利益		493,169	413,023	279,347	308,845
契約者配当準備金繰入額		200,722	178,004	152,679	117,792
当期純利益		81,758	86,338	88,520	104,309
総資産		84,911,946	81,543,623	80,336,414	76,832,508
1株当たり当期純利益		136円26銭	143円90銭	147円58銭	173円91銭

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益の記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
- 2 年度末契約高は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険契約を含んでおりません。なお、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険の状況につきましては、1(1)【当社の主要業績】における〈参考〉で記載しております。
- 3 個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時点における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。
- 4 当社は、団体保険及び団体年金保険を取り扱っておりません。
- 5 その他の保険は財形保険及び財形年金保険であり、その保有契約高は、財形保険にあつては責任準備金額、財形年金保険にあつては年金支払開始前契約の年金支払開始時点における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。
- 6 当社は、2015年8月1日付けで普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。2014年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
- 7 当社は、2016年度より株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、計算書類の株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

部門名	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
保険事業及び 保険関連事業	当社	本社	東京都千代田区	2006年9月1日
情報システム 関連事業	かんぽシステムソリュー ーションズ株式会社	本社	東京都品川区	2011年10月3日

- (注) 設置年月日は、保険事業及び保険関連事業については当社の設立年月日を、情報システム関連事業についてはかんぽシステムソリューションズ株式会社を子会社化した日を記載しております。

【当社の支店等及び代理店の状況】

(単位：箇所、店)

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)
エリア本部	13	13	—
支店	82	82	—
代理店	600	581	△19
日本郵便株式会社	1	1	—
簡易郵便局	599	580	△19

- (注) 1 日本郵便株式会社における当社の保険募集の取扱いを行う事務所(郵便局)数は、当期末現在で20,047郵便局(前期末比：△3)です。このほか、東日本大震災により、37郵便局が一時的に閉鎖しております。
- 2 簡易郵便局の数は、当社の保険募集の取扱いを行う募集代理店としての簡易郵便局の数です。また、

当社の代理店である日本郵便株式会社に対してお客さまを紹介する業務を行う簡易郵便局受託者（紹介代理店）の数は、当期末現在で2,448簡易郵便局（前期末比：+3）です。このほか、東日本大震災により、紹介代理店のうち2簡易郵便局が一時的に閉鎖しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

(単位：名)

部門名	前期末	当期末	当期増減 (△)
保険事業及び保険関連事業	7,424	7,490	66
情報システム関連事業	541	622	81
計	7,965	8,112	147

(注) 使用人数は、就業人員数（当企業集団外の他社からの出向者を含め、当企業集団外の他社への出向者を除く。）であり、臨時雇用（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含む。）を含んでおりません。

【当社の使用人の状況】

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	6,320	6,342	22	38.7	14.6	353
営業職員	1,104	1,148	44	39.2		

(注) 1 使用人数は、就業人員数（他社からの出向者を含め、他社への出向者を除く。）であり、臨時雇用（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含む。）を含んでおりません。
 2 平均勤続年数は、郵政省、総務省郵政事業庁及び日本郵政公社から通算した勤続年数です。
 3 平均年齢及び平均勤続年数は、当期末現在の満年齢及び満勤続年数の平均であり、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。
 4 平均給与月額は、2018年3月現在の基準内給与であり、時間外手当及び賞与を含んでおりません。また、単位未滿を切り捨てて表示しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

部門名	金額
保険事業及び保険関連事業	34,499
情報システム関連事業	138

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

- ・当連結会計年度における重要な設備の新設、拡充、改修
該当事項はありません。
- ・当連結会計年度における重要な設備の処分、除却
当社が保有しておりました保険事業及び保険関連事業に係る旧東京サービスセンター（土地及び建物）を譲渡いたしました。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
日本郵政株式会社	東京都千代田区	持株会社	2006年1月23日	百万円 3,500,000	% 89.00	

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 親会社が有する当社の議決権比率は、小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位まで表示しております。

□. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
かんぽシステムソリューションズ株式会社	東京都品川区	情報システムの設計、開発、保守及び運用業務の受託	1985年 3月8日	百万円 500	% 100	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

【取締役】

(2018年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
植平 光彦	取締役	日本郵政株式会社 取締役	
堀金 正章	取締役		
定行 恭宏	取締役 監査委員		
長門 正真	取締役 指名委員長、報酬委員	日本郵政株式会社 取締役 兼代表執行役社長 日本郵便株式会社 取締役 株式会社ゆうちょ銀行 取締役	
服部 真二	取締役 (社外役員) 指名委員、報酬委員	セイコーホールディングス株式会社 代表取締役会長兼グループCEO セイコーウオッチ株式会社 代表取締役会長兼CEO	

(2018年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松田 紀子	取締役 (社外役員) 監査委員	近畿大学 総合社会学部 客員教授 株式会社IHI環境エンジニアリング 顧問	
遠藤 信博	取締役 (社外役員) 指名委員	日本電気株式会社 代表取締役会長 セイコーホールディングス株式会社 社外取締役	
鈴木 雅子	取締役 (社外役員) 監査委員	株式会社ベネフィット・ワン 取締役副社長 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア 代表取締役社長	
斎藤 保	取締役 (社外役員) 報酬委員長	株式会社IHI 代表取締役会長	
尾崎 道明	取締役 (社外役員) 監査委員長	弁護士 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 特別顧問 東日本高速道路株式会社 社外監査役	(注) 1
原 芽由美	取締役 (社外役員) 監査委員	株式会社アイスタイル 取締役 株式会社ISパートナーズ 代表取締役社長 セイノーホールディングス株式会社 社外取締役	
小室 淑恵	取締役 (社外役員)	株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長	

- (注) 1 取締役 尾崎道明氏は、弁護士として企業法務等に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 2 監査の実効性確保の目的から、取締役 定行恭宏氏を常勤監査委員に選定しております。
- 3 取締役 服部真二、松田紀子、遠藤信博、鈴木雅子、斎藤保、尾崎道明、原芽由美及び小室淑恵の8氏は、社外取締役であります。
- 4 取締役 服部真二、松田紀子、遠藤信博、鈴木雅子、斎藤保、尾崎道明及び原芽由美の7氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
- 5 2017年6月21日開催の定時株主総会において、植平光彦、堀金正章、定行恭宏、斎藤保、尾崎道明、原芽由美及び小室淑恵の7氏が取締役に新たに選任され、同日付けで就任いたしました。また、同日開催の取締役会において、遠藤信博氏は指名委員に、尾崎道明氏は監査委員長に、定行恭宏、鈴木雅

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

子及び原芽由美の3氏は監査委員に、斎藤保氏は報酬委員長にそれぞれ選定され、同日付で就任いたしました。

- 6 取締役 服部真二氏は、2017年4月1日付で、セイコーウオッチ株式会社代表取締役会長兼CEOに就任いたしました。
- 7 取締役 植平光彦氏は、2017年6月22日付で、日本郵政株式会社取締役に就任いたしました。
- 8 取締役 原芽由美氏は、2017年6月28日付で、セイノーホールディングス株式会社社外取締役に就任いたしました。
- 9 取締役 遠藤信博氏は、2017年6月29日付で、セイコーホールディングス株式会社社外取締役に就任いたしました。

【執行役】

(2018年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
植平 光彦	代表執行役社長	日本郵政株式会社 取締役	
堀金 正章	代表執行役副社長 社長補佐、秘書部、主計部		
堀家 吉人	専務執行役 コンプライアンス統括部、募集管理 統括部、お客さまサービス統括部		
井戸 良彦	専務執行役 営業推進部、営業指導育成部、エリ ア本部、法人営業開発部担当執行役 補佐		
井上 義夫	常務執行役 内部監査部		
宇田川 博通	常務執行役 東京エリア本部長		(注) 5
長相 博	常務執行役 関東エリア本部長		
西川 久雄	常務執行役 近畿エリア本部長		(注) 5
立花 淳	常務執行役 運用企画部、市場運用部、運用開発 部		
安藤 伸次	常務執行役 総務部、文書法務部、融資部		
加藤 進康	常務執行役 人事部、人材開発部、経営企画部、 広報部	日本郵政株式会社 常務執行役 かんぽシステムソリュー ションズ株式会社 取締役	

(2018年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
廣中 恭明	常務執行役 事務企画部、システム管理部、システム企画部、新契約部担当執行役補佐、契約サービス部担当執行役補佐、支払部担当執行役補佐、保険金部担当執行役補佐、支払サービス推進部担当執行役補佐	かんぼシステムソリューションズ株式会社 取締役	
奈良 知明	常務執行役 リスク管理統括部、資金会計部、運用審査部		
内木場 信篤	常務執行役 商品開発部、営業企画部、新契約部担当執行役補佐		
鈴川 泰三	常務執行役 新契約部、契約サービス部、支払部、保険金部、支払サービス推進部、法人営業開発部、事務企画部担当執行役補佐		
小野木 喜恵子	執行役 人事部担当執行役補佐（ダイバーシティ推進室に関する業務に限る）、事務企画部担当執行役補佐、新契約部担当執行役補佐、契約サービス部担当執行役補佐、支払部担当執行役補佐、保険金部担当執行役補佐、支払サービス推進部担当執行役補佐、仙台事務サービスセンター長		
大西 徹	執行役 経営企画部担当執行役補佐、経営企画部長兼関連事業室長		
池尻 慶喜	執行役 中国エリア本部長		(注) 5
阪本 秀一	執行役 営業推進部担当執行役補佐、営業推進部長		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

(2018年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
古家 潤子	執行役 保険計理人		
横山 政道	執行役 システム管理部担当執行役補佐、システム企画部担当執行役補佐、システム企画部長	かんぼシステムソリューションズ株式会社 取締役	
田中 元則	執行役 東海エリア本部長		
羽柴 正人	執行役 営業企画部担当執行役補佐、営業企画部長		
飯田 隆士	執行役 九州エリア本部長		

- (注) 1 代表執行役社長 植平光彦及び代表執行役副社長 堀金正章の両氏は、取締役を兼務しております。
 2 2017年3月27日開催の取締役会において、内木場信篤、横山政道及び田中元則の3氏が執行役に新たに選任され、同年4月1日付けで就任いたしました。
 3 2017年6月21日開催の取締役会において、鈴木泰三、羽柴正人及び飯田隆士の3氏が執行役に新たに選任され、同日付けで就任いたしました。
 4 2017年6月21日開催の取締役会において、役付執行役を選定し、次のとおり変更いたしました。

氏名	地位(変更前)	地位(変更後)	異動年月日
植平 光彦	専務執行役	代表執行役社長	2017年6月21日
堀金 正章	専務執行役	代表執行役副社長	2017年6月21日
井戸 良彦	常務執行役	専務執行役	2017年6月21日
奈良 知明	執行役	常務執行役	2017年6月21日
内木場 信篤	執行役	常務執行役	2017年6月21日
鈴木 泰三	(新任)	常務執行役	2017年6月21日

- 5 宇田川博通、西川久雄及び池尻慶喜の3氏は、2018年3月31日付けで執行役を辞任いたしました。
 6 常務執行役 加藤進康、常務執行役 廣中恭明及び執行役 横山政道の3氏は、2017年6月19日付けで、かんぼシステムソリューションズ株式会社取締役就任いたしました。また、常務執行役 安藤伸次氏は、同社取締役を兼職しておりましたが、同日付けで退任いたしました。
 7 常務執行役 加藤進康氏は、2017年6月22日付けで日本郵政株式会社常務執行役に就任いたしました。
 8 当期末以降における執行役に関する重要な事項は以下のとおりです。
 2018年3月26日開催の取締役会において、宮西嘉樹、藤井慎介、藤森敬裕及び齋藤肇の4氏が執行役に新たに選任され、同年4月1日付けで就任いたしました。また、宮西嘉樹氏は同取締役会において常務執行役に選定され、同年4月1日付けで就任いたしました。

【当期中に退任した執行役】

(退任時現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
千田 哲也	専務執行役		2017年10月31日付けで辞任いたしました。

(注) 千田哲也氏は、かんぽシステムソリューションズ株式会社取締役を兼職しておりましたが、2017年6月19日付けで、同社取締役を退任いたしました。また、同氏は、日本郵政株式会社常務執行役を兼職しておりましたが、2017年6月22日付けで退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	13名	88 (うち報酬以外：一)
執行役	29名	785 (うち報酬以外：一)
計	42名	874 (うち報酬以外：一)

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 当社は、当社又は当社の親会社等の執行役を兼務する取締役に對して取締役としての報酬等を支給していないため、取締役の支給人数に当社又は当社の親会社等の執行役を兼務する取締役6名を含んでおりません。
 3 支給人数及び報酬等には、当期中に退任した取締役4名、執行役5名及び当期末に辞任した執行役3名に係る報酬等を含んでおります。
 4 執行役の報酬等には、株式報酬として当年度に費用計上した額（191百万円）を含んでおります。

【各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項】

当社は、取締役及び執行役の経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、報酬委員会で「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり決議しております。

「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」

1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬（確定金額報酬）及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮して相応な程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬（確定金額報酬）及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮して相応な程度とする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基本報酬とすることができる。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式及び一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
定行 恭宏	会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
長門 正貢	
服部 真二	
松田 紀子	
遠藤 信博	
鈴木 雅子	会社法第423条第1項に定める責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。
斎藤 保	
尾崎 道明	
原 芽由美	
小室 淑恵	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2018年3月31日現在)

氏名	兼職その他の状況
服部 真二	セイコーホールディングス株式会社 代表取締役会長兼グループCEO セイコーウォッチ株式会社 代表取締役会長兼CEO 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉 記載すべき事項はありません。
松田 紀子	兼職その他の状況について、記載すべき事項はありません。
遠藤 信博	日本電気株式会社 代表取締役会長 セイコーホールディングス株式会社 社外取締役 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉 記載すべき事項はありません。
鈴木 雅子	株式会社ベネフィット・ワン 取締役副社長 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア 代表取締役社長 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉 記載すべき事項はありません。

(2018年3月31日現在)

氏名	兼職その他の状況
齋藤 保	株式会社IHI 代表取締役会長 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉 記載すべき事項はありません。
尾崎 道明	東日本高速道路株式会社 社外監査役 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉 記載すべき事項はありません。
原 芽由美	株式会社アイスタイル 取締役 株式会社ISパートナーズ 代表取締役社長 セイノーホールディングス株式会社 社外取締役 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉 記載すべき事項はありません。
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉 当社は株式会社ワーク・ライフバランスとの間にコンサルティング契約等の取引関係があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
服部 真二	3年9カ月	取締役会 当期13回開催のうち12回に出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
松田 紀子	2年9カ月	取締役会 当期13回開催のすべてに出席 監査委員会 当期17回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
遠藤 信博	1年9カ月	取締役会 当期13回開催のうち12回に出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
鈴木 雅子	1年9カ月	取締役会 当期13回開催のすべてに出席 監査委員会 就任後の当期12回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
斎藤 保	9カ月	取締役会 就任後の当期10回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
尾崎 道明	9カ月	取締役会 就任後の当期10回開催のすべてに出席 監査委員会 就任後の当期12回開催のすべてに出席	弁護士としての専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
原 芽由美	9カ月	取締役会 就任後の当期10回開催のすべてに出席 監査委員会 就任後の当期12回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
小室 淑恵	9カ月	取締役会 就任後の当期10回開催のうち9回に出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。

(注) 在任期間は、当期末までの期間であり、1カ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	11名	61 (うち報酬以外：—)	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	2,400,000千株
	発行済株式の総数	600,000千株

(2) 当年度末株主数

175,381名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本郵政株式会社	534,000 ^{千株}	89.00 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,706	0.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,377	0.40
かんぽ生命保険社員持株会	2,022	0.34
THE BANK OF NEW YORK-JASDECNON - TREATY ACCOUNT	1,577	0.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,424	0.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,062	0.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,058	0.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	898	0.15
JP MORGAN CHASE BANK 385151	890	0.15

(注) 1 持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位まで表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 秋山 範之 指定有限責任社員 富山 貴広	166	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である会計・財務・内部統制等に関連するアドバイザー業務を委託し対価を支払っております。

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 会社法に基づく監査に対する報酬の額及び金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を明確に区分した監査契約を会計監査人と締結していないため、当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。
 3 当社及び子法人等が、会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、184百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

監査委員会は、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を次のとおり決議しております。

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当し、かつ、当社の会計監査に支障があると判断したときは、会計監査人を解任する。

また、監査委員会は、会計監査人の職務の遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役会におきまして、業務の適正を確保するための体制の構築に係る基本方針として、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を以下のとおり決議しております。

「内部統制システムの構築に係る基本方針」

- 1 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 経営理念、経営方針等を定めるとともに、日本郵政株式会社が定めるグループの行動憲章に従い、執行役及び使用人が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。

- (2) コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- (3) 企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、執行役及び使用人が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
- (4) コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当社の保険募集人である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の内部管理態勢の充実・強化に関する事項を協議するとともに、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。
- (5) 反社会的勢力対応規程等において組織としての対応を定めるとともに、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら不当要求等には毅然と対応するなど、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
- (6) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議、監査委員会及び会計監査人に報告する。
- (7) コンプライアンス違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき執行役及び使用人に周知する。
- (8) 内部監査規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施するとともに、内部監査の実施状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。

2 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営会議規程及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理基本方針及び各種リスク管理規程等を定め、執行役及び使用人に対しリスク管理についての基本原則、管理態勢、管理方法等の基本的事項を提示し、当該基本方針等に基づきリスク管理を実施する。
- (2) リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項を協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- (3) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理規程を定め、危機管理態勢を整備する。

4 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
- (2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任並びに稟議手続等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

5 当社並びに日本郵政株式会社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との間で日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、事前協議又は報告を行う。
- (2) 子会社の管理に関する規程を定め、以下のとおり、子会社の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
 - ① 子会社に対し、グループ経営の根幹となる日本郵政グループ協定等による措置を講じさせる。
 - ② 子会社に対し、経営分析、業務に関する指導、リスク管理、コンプライアンスに関する指導、監査等を行う。

- ③ 子会社による経営方針、経営計画等の重要事項の策定等を当社への事前承認事項とする。
- ④ 子会社による当局への申請事項、月次の業績、外部監査の結果等を当社への報告事項とする。
- (3) グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ会社との取引については、アームズ・レングス・ルールに則った適正な取引を確保する。
- 6 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。
- 7 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査委員会事務局の使用人は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとする。また、監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 8 当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - (1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に当社及び子会社の内部統制に係る業務の執行状況を報告する。
 - (2) 執行役及び使用人は、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
 - (3) 内部監査を所管する執行役は、当社及び子会社の内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について速やかに監査委員に報告する。
 - (4) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、当社及び子会社の業務執行に関する事項を報告する。
 - (5) 執行役及び使用人は、内部通報等により発覚した当社及び子会社の重大なコンプライアンス違反（そのおそれのある事案を含む。）行為について、速やかに監査委員に報告する。

(6) 監査委員会への報告又は内部通報を行った者に対し、当該報告又は内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

9 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。

10 その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表執行役社長は、経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- (2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- (3) 監査委員会は、その職務の執行にあたり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記の「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、運用しております。2017年度においても、当社の内部統制システムが、「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき適切に整備され運用されていたことを確認しております。その概要は以下のとおりです。

- (1) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスに係る方針、諸問題への対応等について協議し、不祥事件の発生状況等を経営会議及び監査委員会に報告しております。
 - ・ 職場におけるコンプライアンス研修等を継続的に実施し、コンプライアンスの徹底を図っております。

-
- (2) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 経営会議規程・文書管理規程等において、経営会議議事録・稟議書等、執行役の職務執行に係る文書の保存及び管理方法を明確化し、適切な管理を行っております。
 - (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理を統括する部署として、リスク管理統括部を設置し、リスク管理委員会において、リスク管理状況の協議・報告を実施するとともに、リスク管理統括部担当執行役がリスク管理に関する重要事項を経営会議及び監査委員会に報告しております。
 - ・ 首都直下型地震を想定した訓練として、かんぽ総合情報システムの切替訓練や本社代替本部における情報連携訓練を行っております。
 - (4) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 原則として毎週経営会議を開催し、協議・報告を行っております。
 - ・ 経営会議の諮問機関として、9つの専門委員会を設置し、各担当執行役の専決事項のうち部門横断的な課題等について協議を行っております。
 - (5) 当社並びに日本郵政株式会社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 日本郵政グループ協定等に基づき、日本郵政株式会社との間で事前協議及び報告を行っております。
 - ・ 子会社等経営管理規程を定め、子会社と締結した経営管理契約に基づき、当社へ事前承認申請及び報告を行う事項を定め、子会社の業務運営を適切に管理する態勢を整備しております。
 - (6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査委員会決議により、監査委員会監査基準を定め、実効性を確保するための体制を規定しております。また、監査委員会への報告体制を整備し、担当執行役が業務執行状況を定期的に報告するとともに、重要事項については速やかに監査委員に報告しております。
 - ・ 監査委員会事務局を設置し、独立性を有する専属の使用人を配置しております。
 - ・ 監査委員会は、経営上の重要事項について、代表執行役社長と意見交換を行っているほか、日本郵政株式会社の監査委員会との意見交換を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり利益を害さないように留意した事項

当社が、親会社である日本郵政株式会社その他の日本郵政グループに属する会社との間で行う取引については、保険業法に基づき、アームズ・レングス・ルール（保険会社は、親会社及びその子会社等の一定の関係者との間で、通常と著しく異なる条件での取引等を行ってはならないこととされており、この定めを「アームズ・レングス・ルール」といいます。）に則って公正に行っております。

ロ. 当該取引が利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

グループ内取引の適正性を確保するため、当社で行うすべての取引に対し、取引前に取引部署においてグループ内取引に該当するか否かの確認を行い、日本郵政グループに属する会社と取引を行う場合には、当該取引の適正性が確保されているかを、グループ内取引の必要性、取引条件の適正性等の観点で既定のチェックリストに基づき事前に点検するとともに、専門部署（文書法務部）において点検内容の適正性を確認しております。また、取引実施後においても、総括部署（経営企画部）が事後点検を実施しております。さらに、グループ内取引に係る取引条件の適切性を確保するため、新たに重要な取引を実施する場合及び既存の重要な取引の取引条件を変更する場合は、社外取締役を含む取締役会で決議する態勢を整備しております。このように、取締役会は、当社のアームズ・レングス・ルールのチェック態勢が適切に運営されていることをもって、日本郵政株式会社との取引の適正性が確保されていることを確認しております。

ハ. ロの取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

【剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけるとともに、経営の健全性を確保しつつ、安定的な株主への利益還元を行っております。

具体的には、今後の利益見通し、財務の健全性を考慮しつつ、2020年度の1株当たり配当金76円を目指して、1株当たり配当金の安定的な増加を目指してまいります。

なお、内部留保資金につきましては、経営環境の変化に対応し、将来に向けた安定的な企業成長を実現するために活用してまいります。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。2017年度の期末配当につきましては、2018年5月15日の取締役会決議に基づき、1株当たり64円の普通配当に加え、2017年度の業績を踏まえ、1株当たり4円の特別配当を実施いたします。これにより、1株当たり配当金は68円となります。

当社は、年1回、期末配当として剰余金の配当を行っております。また、当社は毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、経営成績を見極めた上で、毎年3月31日を基準日として年1回の配当を行うことを予定しております。

【ご参考】

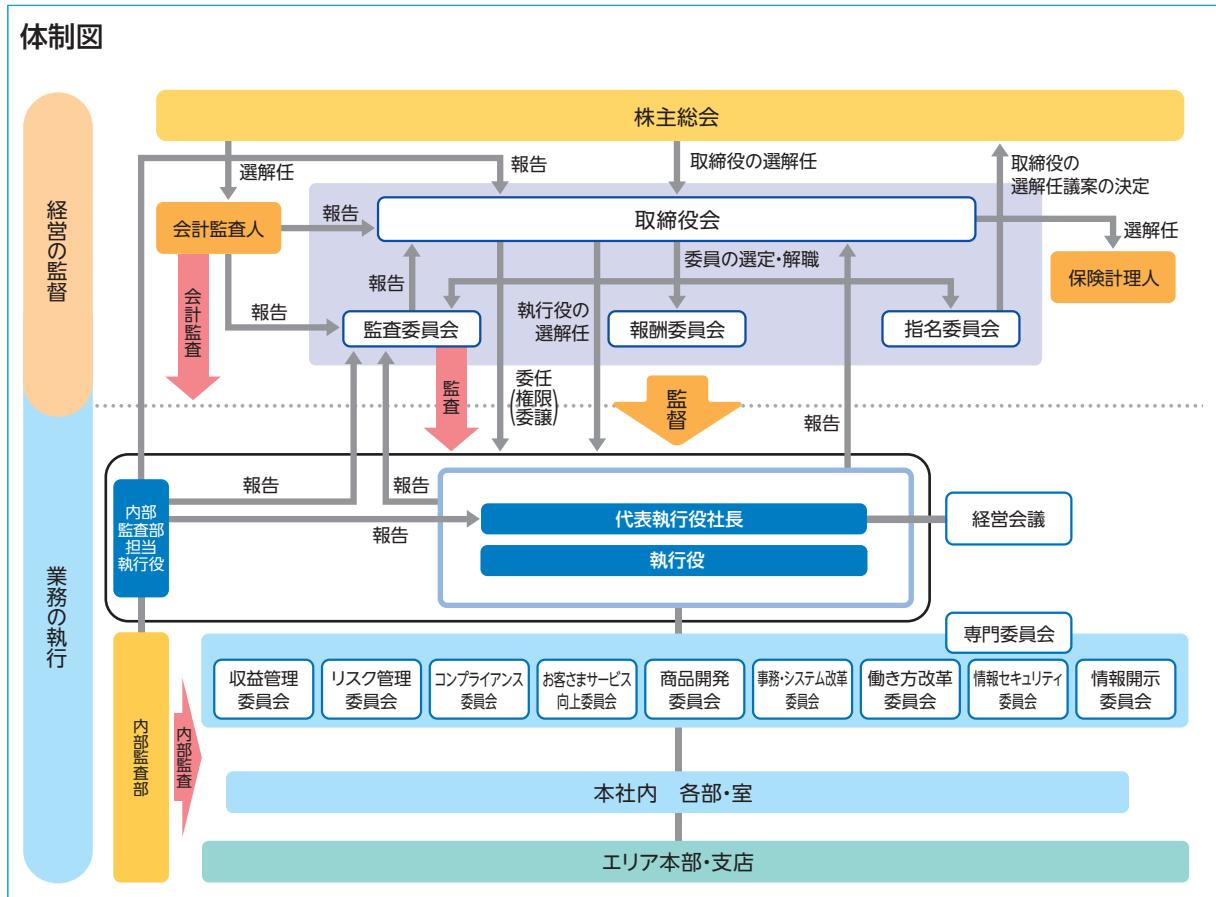
「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本として当社グループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

1. 郵便局ネットワークを通じて生命保険サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
2. 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が実質的に確保されるよう配慮してまいります。
3. お客さま、株主さまを含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
4. 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断に意思決定・業務執行を行ってまいります。

(コーポレートガバナンスに関する体制図は次頁のとおりです。)

【ご参考】



招集、ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

【ご参考】

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

私たちかんぽ生命保険は、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」との経営理念のもと、全国津々浦々の郵便局を通じて簡易で小口な生命保険をご提供しています。「全国津々浦々にいらっしゃるお客さまに保険という安心をお届けし、お客さま一人ひとりの人生を保険の力で守り続け、これからの地域社会を支えていく」ために、お客さまからの信用と信頼をいただけるよう日々努力を継続していくことが、今までも、そしてこれからもかんぽ生命保険の使命であり、「お客さま本位の業務運営」の実現につながるものと考えています。

私たちかんぽ生命保険は、「お客さま本位の業務運営」を実現するための基本方針をここに定めます。

1 経営トップのコミットメント

- ・経営理念等に、お客さまに寄り添い、一人ひとりの人生を守り続けていくために全社一丸となって歩んでいくことを掲げ、その実現に向けて取り組みます。
- ・多岐に渡るお客さまの声という貴重な財産を活かし、お客さま満足の向上に取り組み続けるというメッセージを経営トップから社内外に向けて広く発信します。
- ・お客さまの声を一元的に集約の上、分析、検討を行い、経営陣のリーダーシップのもと改善を継続します。
- ・事業パートナーである日本郵便株式会社と協働して、お客さま本位の業務運営の実践に向けた取組みを推進します。
- ・お客さま本位の社員育成に努め、お客さまとともに成長する保険会社にします。

2 「お客さま本位の業務運営」に関する企業文化の醸成等

- ・「お客さま第一」などかんぽ生命保険の一員としての心構えを説いた「行動指針」を制定し、規範として仕事に取り組みます。
- ・お客さまにとっての新しい利便性を常に創造し、質の高いサービスの提供を追求し続け、お客さまにとって最善の利益を図る体制を整えます。
- ・「心のこもったサービス」運動を実施し、お客さまの声をもとにしたサービス改善や、好事例の展開等を通じて、お客さま本位の意識の醸成を図ります。
- ・責任ある機関投資家として、企業の持続的成長に向けた投資と対話を行うことにより、日本経済全体の成長に貢献します。

3 お客さまのご意向等に基づく適切な商品提案の実施等

- ・お客さまのご意向やライフプラン等に基づく適切な商品提案を行うとともに、お客さまに十分ご納得いただき、真にご満足いただける契約を販売していきます。
- ・特にご高齢のお客さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明するとともに、ご高齢のお客さまのご家族も含め十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にご家族にもご同席いただくなど、きめ細やかな対応を行います。

- ・お客さまの利益を害することのないよう、お客さまとの取引に伴う利益相反の管理を徹底します。
 - ・お客さまから頂戴する保険料や、日本郵便株式会社に支払う委託手数料については、お客さまに提供する商品・サービスの内容に合致した合理的な水準を設定します。
- 4 お客さまへの情報提供の充実・双方向の情報交換**
- ・「ご契約内容のお知らせ」の郵送や「かんぽつながる安心活動」などを通じて、ご契約後も、保障内容等について継続的にご理解いただけるよう取り組みます。
 - ・お客さまの生活や暮らしに役立つ情報やサービスを、広くご提供するとともに、直接お客さまの声を聞く仕組みや双方向の情報交換をさらに充実させます。
- 5 お客さまへの簡易・迅速・正確な保険金等のお支払等**
- ・お客さまにお約束した保険金等を簡易・迅速・正確にお支払いするため、最高水準の保険金等支払管理態勢の整備に向けて取り組みます。
 - ・保険契約の引受、契約の保全についても、簡易・迅速・正確にお手続きいただけるよう、先端技術の導入、事務手続の簡素化に取り組みます。
- 6 人材育成・業績評価**
- ・人材育成方針として、企業の社会的責任を自覚し、お客さま本位の人材を育成することを掲げ、人材育成や業績評価を通じて、社員に対し「お客さま本位の業務運営」を追求する適切な動機づけを行います。
 - ・社員の評価項目の一つとして「お客さま満足度の向上」を掲げ、「お客さま本位の業務運営」の実現に貢献する社員を評価します。
- 7 取組状況の確認等**
- ・お客さま本位の業務運営の定着度合いを確認・評価するための指標（以下「評価指標」といいます。）を設定します。
 - ・この方針に基づく取組状況および評価指標の状況を定期的に確認し、その結果について公表します。
 - ・この方針は、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえ、よりよい業務運営を実現するため、定期的に見直しを行います。
- 参考①：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」への取組状況
当社における「顧客本位の業務運営に関する原則」への取組状況および取り組みに係る考え方は、以下の当社Webサイトに掲載しております。
http://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/company/abt_cmp_fiduciary.html
- 参考②：お客さま本位の業務運営を確認・評価するための指標等
当社におけるお客さま本位の業務運営の定着度合いをお客さまに確認・評価いただくための指標の状況については、以下の当社Webサイトに掲載しております。
http://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/company/abt_cmp_fiduciary.html

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	898,504	保険契約準備金	69,948,383
コーポレート	265,000	支払準備金	548,196
債券貸借取引支払保証金	3,296,222	責任準備金	67,777,297
買入金銭債権	176,069	契約者配当準備金	1,622,889
金銭の信託	2,814,873	再保険借	6,033
有価証券	60,130,909	債券貸借取引受入担保金	3,663,547
貸付金	7,627,147	その他負債	229,514
有形固定資産	100,915	退職給付に係る負債	63,739
土地	43,066	役員株式給付引当金	172
建物	32,888	価格変動準備金	916,743
リース資産	2,194	負債の部合計	74,828,135
建設仮勘定	8,149	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	14,617	資本金	500,000
無形固定資産	163,265	資本剰余金	500,044
ソフトウェア	163,246	利益剰余金	595,846
その他の無形固定資産	19	自己株式	△466
代理店貸	33,715	株主資本合計	1,595,424
再保険貸	3,227	その他有価証券評価差額金	403,913
その他資産	368,020	繰延ヘッジ損益	32
繰延税金資産	954,085	退職給付に係る調整累計額	3,755
貸倒引当金	△695	その他の包括利益累計額合計	407,701
資産の部合計	76,831,261	純資産の部合計	2,003,126
		負債及び純資産の部合計	76,831,261

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収入	7,952,951
保費	4,236,461
利息	1,284,529
常及	1,152,306
料運	95,189
配信	36,468
証券	53
他備	284
準他	226
常金	2,431,960
等	29,180
料	2,397,936
運	4,843
金	7,643,717
当託	6,890,020
金	5,625,043
差用	394,681
常戻	68,686
戻	545,281
戻	235,529
戻	20,796
戻	7
戻	7
戻	106,074
戻	1,450
戻	65,733
戻	5,964
戻	30,301
戻	1
戻	2,623
戻	533,461
戻	114,154
戻	309,233
戻	86,053
戻	86,053
戻	130,372
戻	337
戻	2,003
戻	128,031
戻	117,792
戻	147,122
戻	176,428
戻	△133,793
戻	42,634
戻	104,487
戻	-
戻	104,487

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	500,044	527,358	△521	1,526,882
当期変動額					
剰余金の配当			△36,000		△36,000
親会社株主に帰属する 当期純利益			104,487		104,487
自己株式の処分				54	54
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	68,487	54	68,542
当期末残高	500,000	500,044	595,846	△466	1,595,424

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	321,904	50	4,366	326,321	1,853,203
当期変動額					
剰余金の配当					△36,000
親会社株主に帰属する 当期純利益					104,487
自己株式の処分					54
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	82,009	△17	△611	81,380	81,380
当期変動額合計	82,009	△17	△611	81,380	149,922
当期末残高	403,913	32	3,755	407,701	2,003,126

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
現金及び預貯金	894,191	保険契約準備金	69,948,383
現預金	1,118	支払準備金	548,196
預貯金	893,073	責任準備金	67,777,297
コ－ル口－ン	265,000	契約者配当準備金	1,622,889
債券貸借取引支払保証金	3,296,222	再保険	6,033
買入金の債権	176,069	その他の負債	3,893,916
金の信託	2,814,873	債券貸借取引受入担保金	3,663,547
有価証券	60,131,893	未払法人税等	99,290
国債	39,589,896	未払費用	26,263
地方債	8,513,583	預り金	29,497
社債	5,472,945	機構預り金	2,542
株式	196,379	金融派生商品	46,329
外国証券	4,347,564	リース債務	6,227
その他の証券	2,011,524	資産除去債務	2,327
貸付金	7,627,147	仮受金	5
保険約款貸付金	135,314	その他の負債	17,332
一般構貸付金	919,051	退職給付引当金	552
有形固定資産	6,572,781	役員株式給付引当金	67,649
土地建物	100,568	価格変動準備金	172
建り資産	43,066		916,743
建設仮勘	32,705		
その他の有形固定資産	2,161	負債の部合計	74,832,900
無形固定資産	8,149	(純資産の部)	
ソフトウェア	14,486	資本剰余金	500,000
その他の無形固定資産	167,763	資本準備金	500,044
代理店貸付金	167,744	その他資本剰余金	405,044
再保の他資産	19	利益剰余金	95,000
未払取費用	33,715	利益準備金	596,084
未払取収益	3,227	その他利益剰余金	39,409
預託金	368,394	不動産圧縮積立金	556,674
融派生商品	121,686	繰越利益剰余金	6,163
仮払金	2,223	自己株式	550,511
その他の資産	225,202	株主資本合計	△466
繰延税金資産	7,085	その他の有価証券評価差額金	1,595,661
貸倒引当金	954,136	繰延ヘッジ損益	403,913
資産の部合計	△695	評価・換算差額等合計	32
	76,832,508	純資産の部合計	1,999,608
		負債及び純資産の部合計	76,832,508

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経保	保再	7,952,949
保	利	4,236,461
保	利	4,225,050
保	利	11,410
保	利	1,284,529
保	利	1,152,306
保	利	15
保	利	986,497
保	利	14,128
保	利	146,327
保	利	146,327
保	利	5,337
保	利	95,189
保	利	36,468
保	利	53
保	利	284
保	利	226
保	利	2,431,958
保	利	29,180
保	利	2,397,936
保	利	4,841
経保	保再	7,644,103
保	利	6,890,020
保	利	5,625,043
保	利	394,681
保	利	68,686
保	利	545,281
保	利	235,529
保	利	20,796
保	利	7
保	利	7
保	利	106,074
保	利	1,450
保	利	65,733
保	利	5,964
保	利	30,301
保	利	1
保	利	2,623
保	利	532,843
保	利	115,158
保	利	51,895
保	利	62,505
保	利	375
保	利	381
経特	固	308,845
特	固	86,053
特	固	86,053
特	固	130,371
特	固	336
特	固	2,003
特	固	128,031
特	固	117,792
特	固	146,735
特	固	176,185
特	固	△133,758
特	固	42,426
特	固	104,309

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
						不動産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	500,000	405,044	95,000	500,044	32,209	-	495,565	527,775
当期変動額								
剰余金の配当					7,200		△43,200	△36,000
当期純利益							104,309	104,309
自己株式の処分								
不動産圧縮積立金の 積立						6,163	△6,163	-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	7,200	6,163	54,945	68,309
当期末残高	500,000	405,044	95,000	500,044	39,409	6,163	550,511	596,084

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△521	1,527,298	321,904	50	321,954	1,849,253
当期変動額						
剰余金の配当		△36,000				△36,000
当期純利益		104,309				104,309
自己株式の処分	54	54				54
不動産圧縮積立金の 積立		-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			82,009	△17	81,991	81,991
当期変動額合計	54	68,363	82,009	△17	81,991	150,355
当期末残高	△466	1,595,661	403,913	32	403,946	1,999,608

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月11日

株式会社かんぽ生命保険
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 範 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 山 貴 広	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社かんぽ生命保険の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんぽ生命保険及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2018年5月11日

株式会社かんぽ生命保険
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 範 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 山 貴 広	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社かんぽ生命保険の2017年4月1日から2018年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告

当監査委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第12期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査基準、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月15日

株式会社かんぽ生命保険 監査委員会

監査委員 尾崎 道明 ㊞

監査委員 定行 恭宏 ㊞

監査委員 松田 紀子 ㊞

監査委員 鈴木 雅子 ㊞

監査委員 山田 メユミ
(原 芽由美) ㊞

(注) 監査委員尾崎道明、松田紀子、鈴木雅子及び山田メユミは、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

【ご参考】

■株式事務のご案内

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 定時株主総会	毎年6月
■ 配当の基準日※	毎年3月31日
■ 株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
■ 株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
■ 同連絡先 (電話照会先及び 郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 【専用フリーダイヤル】0120-582-842 【ご利用時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く。）
■ 公告方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 http://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/kokoku/abt_kok_index.html
■ 単元株式数	100株
■ 上場証券取引所	東京証券取引所

※当社は毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、経営成績を見極めた上で、毎年3月31日を基準日として年1回の配当を行うことを予定しております。

■株式に関する各種手続きのお申出先

各種お手続き (住所変更、株主配当金受取方法の変更等)	お取引先の証券会社
未払配当金のお受取り	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (上記専用フリーダイヤル)

以上

株主総会会場ご案内図 (昨年と会場が異なります。)

会場

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム

東京都港区芝公園四丁目8番1号

※「東京プリンスホテル」ではございませんので、
お間違えのないようご注意ください。

日時

2018年6月18日 (月曜日) 午前10時

受付開始：午前9時

※混雑状況等により受付時間を早める場合がございます。



交通機関のご案内

① 都営地下鉄三田線	「芝公園駅」	A4 出口	徒歩約6分	→ 経路
② 都営地下鉄大江戸線	「赤羽橋駅」	赤羽橋口	徒歩約8分	→ 経路
③ 都営地下鉄浅草線・大江戸線	「大門駅」	A6 出口	徒歩約13分	→ 経路
④ JR山手線・京浜東北線	「浜松町駅」	北口	徒歩約15分	→ 経路

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。
- 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。